

## 人事院公示第25号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年12月24日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則9—5（給与簿）、人事院規則9—6（俸給の調整額）、人事院規則9—6—6（人事院規則9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則9—7（俸給等の支給）、人事院規則9—8（初任	人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則9—5（給与簿）、人事院規則9—6（俸給の調整額）、人事院規則9—6—6（人事院規則9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則9—7（俸給等の支給）、人事院規則9—8（初任



院規則)、人事院規則9—15(宿日直手当)、人事院規則9—17(俸給の特別調整額)、人事院規則9—24(通勤手当)、人事院規則9—30(特殊勤務手当)、人事院規則9—34(初任給調整手当)、人事院規則9—40(期末手当及び勤勉手当)、人事院規則9—43(休日給)、人事院規則9—49(地域手当)、人事院規則9—49—57(人事院規則9—49(地域手当)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9—54(住居手当)、人事院規則9—55(特地勤務手当等)、人事院規則9—55—154(人事院規則9—55(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9—80(扶養手当)、人事院規則9—82(俸給の半減)、人事院規則9—89(単身赴任手当)、人事院規則9—93(管理職員特別勤務手当)、人事院規則9—97(超過勤務手当)、人事院規則9—102(研究員調整手当)、人事院規則9—121(広域異動手当)、人事院規則9—122(専門スタッフ職調整手当)、人事院規則9—123(本府省業務調整手当)、人事院規則9—129(東

<p>(専門スタッフ職調整手当)、人事院規則9—123（本府省業務調整手当）、人事院規則9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9—30（特殊勤務手当）の特例）、人事院規則9—147（給与法附則第8項の規定による俸給月額）、人事院規則9—148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）及び人事院規則9—151（在宅勤務等手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。</p>	<p>日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9—30（特殊勤務手当）の特例）、人事院規則9—147（給与法附則第8項の規定による俸給月額）、人事院規則9—148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）及び人事院規則9—151（在宅勤務等手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。</p>
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一～十二 (略)	一～十二 (略)
十三 人事院規則9—55（特地勤務手当等）に規定する次に掲げる事項	十三 人事院規則9—55（特地勤務手当等）に規定する次に掲げる事項
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>第2条第2項</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている級別区分について定	(2) <u>第2条第1項</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている級別区分について定

	めること。	
(削る)		めること。
(3) <u>第3条第2号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。	(3) <u>第2条第2項第1号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び日について定めること。	
(削る)	(3の2) <u>第2条の2第2号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。	
(4) <u>第4条第3項第1号</u> 又は <u>第2号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。	(4) <u>第4条第2項の規定</u> に基づき、人事院が定めることとされている場合及び日について定めること。	
(5) <u>第5条第1項第4号</u> の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。	(4の2) <u>第4条第4項第1号</u> 又は <u>第2号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。	
(6) <u>第5条第2項第6号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間及び額について定めること。	(5) <u>第5条第2項第5号</u> の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。	
(7) <u>第7条第1項</u> の規定に基づ	(6) <u>第5条第3項第6号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間及び額について定めること。	
	(7) <u>第8条第1項</u> の規定に基づ	

<p>き、人事院が定めることとさ れている場合について定める こと。</p> <p>(8) <u>第7条第2項</u>の規定に基づ き、人事院に対する生活環境 等の実情の報告について定め ること。</p> <p>(9) <u>第8条</u>の規定に基づき、人 事院が定めることとされてい る事項について定めること。</p> <p>(削る)</p>	<p>き、人事院が定めることとさ れている場合について定める こと。</p> <p>(8) <u>第8条第2項</u>の規定に基づ き、人事院に対する生活環境 等の実情の報告について定め ること。</p> <p>(9) <u>第9条</u>の規定に基づき、人 事院が定めることとされてい る事項について定めること。</p> <p>(10) <u>第10条第2項又は第11 条第2項</u>の規定に基づき、人 事院が定めることとされてい る事項について定めること。</p>
<p><u>十三の二 人事院規則9—55—</u></p> <p><u>154 (人事院規則9—55 (特地勤務手当等)の一部を改 正する人事院規則)附則第3条</u> <u>の規定に基づき、人事院が定め ることとされている事項につい て定めること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>十四～十九 (略)</p> <p>二十 人事院規則9—123 (本 府省業務調整手当)に規定する 次に掲げる事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>十四～十九 (略)</p> <p>二十 人事院規則9—123 (本 府省業務調整手当)に規定する 次に掲げる事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

<p>(5) <u>第4条第1号ホの規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。</u></p> <p>(6) <u>第4条第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。</u></p> <p>(7) (略) 二十一～二十四 (略) 3・4 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(5) <u>第4条第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。</u></p> <p>(6) (略) 二十一～二十四 (略) 3・4 (略)</p>
---	--

2 この決定による改正は、令和7年4月1日（前書きに係る部分及び第2項第13号の次に1号を加える部分については、令和7年12月24日）から効力を発生する。